

京情個審答申第1号
令和3年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定（不存在等）に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和2年12月9日付け2エ第142号で諮問のあった事案について、次のとおり
答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、審査請求を却下すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和2年1月3日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇パーム油発電所建設に係る信書の決裁書面。」を内容とする公文書（以下「請求対象文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和2年1月17日、実施機関は、本件請求に対して、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上で、同年3月2日、請求対象文書を作成しておらず、保有していないとして、条例第10条第2項の規定により公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 令和2年5月27日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和2年12月9日、実施機関は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求対象文書を作成しなかった正当な理由の教示を求めるといものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

京都府文書規程（昭和30年京都府訓令第26号）第16条第1項本文には、「起案は、支援システムに件名、起案を行うべき理由の生じた日その他必要な事項を入力し、支援システム文書として処理しなければならない。」と規定されており、また、同規程第20条第1項には、「起案は、京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号。以下「組織規程」という。）及び部課長専行規程（昭和27年京都府訓令第18号）に基づき決裁を受けなければならない。」と規定されている。

これらの規定があるのに請求対象文書を作成しなかった正当な理由を教示願いたい。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、請求対象文書が存在しないため本件処分を行ったものであるが、審査請求人は本件処分に不服があるものではなく、請求対象文書が存在であることの理由の説明を求めているものであるから、行審法第2条の「行政庁の処分に不服がある者」に該当せず、本件審査請求は、同条に規定する処分についての審査請求に該当しない。
- 2 以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、却下されるべきである。

第6 審議会の判断理由

1 論点

実施機関は、本件請求について、請求対象文書が存在しないことを理由として本件処分を行ったのに対し、審査請求人は、本件処分の適法性を争うのではなく、実施機関が請求対象文書を作成しなかった正当な理由の教示を求めている。

行審法第2条において「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と規定されていることを踏まえれば、本件審査請求における論点は、行審法の趣旨に照らしたその適法性であると考えられる。

2 本件審査請求の適法性について

審査請求人は、前述のとおり、本件審査請求において、本件処分の適法性を争うのではなく、実施機関が請求対象文書を作成しなかった正当な理由の教示を求めているものであり、その趣旨は、実施機関に対する自身の要望を述べているに過ぎない。

したがって、本件審査請求は、審査請求をすることができない事項についてなされたものといわざるを得ず、不適法であることから、行審法第45条第1項の規定により却下すべきである。

3 結論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月9日	諮問書の受理
令和3年2月17日	第1回審議会
令和3年3月25日	第2回審議会
令和3年3月26日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長）	山 本 克 己
委員	野 崎 治 子
委員	原 田 大 樹
委員	宮 本 恵 伸
委員	山 舗 恵 子